

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市魅力創造課
委 託 業 務 名	プエルタ大津地下ホールエスカレーター保守点検業務に基づく予防保全業務
委 託 業 務 場 所	大津市逢坂一丁目
概 要	エスカレーターの保守点検業務において、経年劣化により将来的に運転に危険が生じる可能性があると判断された箇所の子部品取替えによる予防保全業務
契 約 期 間	令和7年8月14日から 令和7年11月28日まで
契 約 年 月 日	令和7年8月13日
契 約 金 額	1,294,590円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 草津市矢倉二丁目4番23号 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当業務における保全対象製品は各部品や機械類がそれぞれエスカレーター製造業者の既製製品であり、製造業者以外の業者に委託した場合、設備の安全面、機能面において著しい支障が発生するおそれがあるとともに、故障等の不具合が生じた際、発生時の原因と責任の所在が不明確となるおそれがある。 以上のことから、安全性の担保および本業務における過失責任の所在を明確にするため、当該業務を履行することができる唯一の事業者であるエスカレーター製造者の三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方として選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。